

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2016年6月21日

【会社名】 日本写真印刷株式会社

【英訳名】 NISSHA PRINTING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 鈴木順也

【本店の所在の場所】 京都市中京区壬生花井町3番地

【電話番号】 (075) 811-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 兼 最高財務責任者 西原勇人

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー

【電話番号】 (03) 6756-7500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 東京支社 辻良治

【縦覧に供する場所】 日本写真印刷株式会社 東京支社
(東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、2016年6月17日の第97期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

- (1) 株主総会が開催された年月日

2016年6月17日

- (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- ① 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金15円 総額643,686,885円

- ② 効力発生日

2016年6月20日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、鈴木順也、橋本孝夫、西原勇人、辻良治、久保田民雄、小島健司、野原佐和子、大杉和人の8名を選任するものであります。なお、久保田民雄、小島健司、野原佐和子、大杉和人の各氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、小西均、桃尾重明の2名を選任するものであります。なお、桃尾重明氏は社外監査役であります。

第4号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件

取締役の報酬等の額を年額4億3,000万円以内(うち社外取締役4,000万円以内)、監査役の報酬等の額を年額6,000万円以内(うち社外監査役2,000万円以内)に改定するものであります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額決定の件

取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬制度を導入するものであります。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)を更新するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成割合(%) (注)3	決議 結果
第1号議案 剰余金の処分の件	349,545	4,460	0	(注)1	97.42	可決
第2号議案 取締役8名選任の件 鈴木 順也 橋本 孝夫 西原 勇人 辻 良治 久保田民雄 小島 健司 野原佐和子 大杉 和人	352,459 353,074 353,105 352,892 351,318 349,110 353,769 353,467	1,546 931 900 1,113 2,687 4,895 236 538	0 0 0 0 0 0 0 0	(注)2	98.23 98.40 98.41 98.35 97.91 97.29 98.59 98.51	可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決 可決
第3号議案 監査役2名選任の件 小西 均 桃尾 重明	349,651 337,600	4,352 16,402	0 0	(注)2	97.44 94.09	可決 可決
第4号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件	352,723	597	685	(注)1	98.30	可決
第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額決定の件	347,184	6,818	0	(注)1	96.76	可決
第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新の件	265,449	88,555	0	(注)1	73.98	可決

(注) 1 第1号議案および第4号議案ないし第6号議案の可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

- 2 第2号議案および第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
- 3 賛成割合につきましては、本総会に出席した株主全員の議決権数(本総会前日までの議決権行使分および当日出席の株主分)を分母とし、そのうち各議案について賛成を確認できた議決権数のみを分子として計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日の出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。